

株式会社日本証券クリアリング機構におけるクロスマージン制度の対象取引拡大
に伴う清算・決済規程等の一部改正新旧対照表

目次

	(ページ)
1. 清算・決済規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	3
3. 先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表	5
4. Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account の一部改正新旧対照表	7
5. 先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関 する規則の一部改正新旧対照表	9
6. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	10
7. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	12

清算・決済規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(クロスマージンの申請に係る申込み等)</p> <p>第4条の13 国債先物等非清算参加者は、当該国債先物等非清算参加者がクロスマージン利用者である場合で、自己の計算による国債証券先物取引及び金利先物取引に係る建玉の全部又は一部についてクロスマージン制度の対象としようとするときは、本所の定めるところにより、指定国債先物等清算参加者に、当該指定国債先物等清算参加者が定める日時までに、自己の計算による国債証券先物取引及び金利先物取引に係る建玉について、クロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行うことができる。</p> <p>2 国債先物等非清算参加者は、当該国債先物等非清算参加者の顧客がクロスマージン利用者である場合で、当該国債先物等非清算参加者が当該顧客からクロスマージン申請に係る申込みを受領したときは、本所の定めるところにより、指定国債先物等清算参加者に、当該指定国債先物等清算参加者が定める日時までに、当該顧客の計算による国債証券先物取引及び金利先物取引に係る建玉について、クロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みの取次ぎを行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(クロスマージンの申請に係る申込み等)</p> <p>第4条の13 国債先物等非清算参加者は、当該国債先物等非清算参加者がクロスマージン利用者である場合で、自己の計算による国債証券先物取引に係る建玉の全部又は一部についてクロスマージン制度の対象としようとするときは、本所の定めるところにより、指定国債先物等清算参加者に、当該指定国債先物等清算参加者が定める日時までに、自己の計算による国債証券先物取引に係る建玉について、クロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行うことができる。</p> <p>2 国債先物等非清算参加者は、当該国債先物等非清算参加者の顧客がクロスマージン利用者である場合で、当該国債先物等非清算参加者が当該顧客からクロスマージン申請に係る申込みを受領したときは、本所の定めるところにより、指定国債先物等清算参加者に、当該指定国債先物等清算参加者が定める日時までに、当該顧客の計算による国債証券先物取引に係る建玉について、クロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みの取次ぎを行うことができる。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(国債先物等承継に関する金利スワップ取引業務方法書の適用)</p> <p>第4条の14 クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による国債先物等承継については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</p> <p>2 クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による国債先物等バックアップ受託者の指定については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</p>	<p>(国債先物承継等に関する金利スワップ取引業務方法書の適用)</p> <p>第4条の14 クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による国債先物承継については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</p> <p>2 クロスマージン利用者である国債先物等非清算参加者又はその顧客による国債先物バックアップ受託者の指定については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</p>

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月4日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(クロスマージンの申請に係る申込み)</p> <p>第14条の13 顧客は、顧客がクロスマージン利用者である場合には、その計算による国債証券先物取引及び金利先物取引に係る建玉について、取引参加者に対してクロスマージンの申請に係る申込みを行うことができる。</p> <p>2 顧客は、取引参加者に対する前項の規定に基づく申込みを、当該申込みに係る建玉が当該顧客の計算による国債証券先物取引及び金利先物取引に係る建玉を超えないことを確認したうえで行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(クロスマージンの申請に係る申込み)</p> <p>第14条の13 顧客は、顧客がクロスマージン利用者である場合には、その計算による国債証券先物取引に係る建玉について、取引参加者に対してクロスマージンの申請に係る申込みを行うことができる。</p> <p>2 顧客は、取引参加者に対する前項の規定に基づく申込みを、当該申込みに係る建玉が当該顧客の計算による国債証券先物取引に係る建玉を超えないことを確認したうえで行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(国債先物等承継に関する金利スワップ取引業務方法書の適用)</p> <p>第14条の14 クロスマージン利用者である顧客による国債先物等承継については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</p> <p>2 クロスマージン利用者である顧客による国債先物等バックアップ受託者の指定については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</p>	<p>(国債先物承継等に関する金利スワップ取引業務方法書の適用)</p> <p>第14条の14 クロスマージン利用者である顧客による国債先物承継については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</p> <p>2 クロスマージン利用者である顧客による国債先物バックアップ受託者の指定については、クリアリング機構の金利スワップ取引業務方法書において定めるところによるものとする。</p>
<p>(顧客の決済不履行の場合の処置)</p> <p>第33条 顧客が、所定の時限(国債証券先物取引に係る現物先物取引にあっては、第14条の10に規定する取引参加者が必要と認めて指定する日時を含む。)までに、市場デリバティブ取引に関し取引参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない若しくは預託すべき証拠金を預託しない場合、支払うべき金銭若しくは買付けに係る取引代金を支払わない場合又は受渡決済に係る売付国債証券若しくは買付代金若しくは現物商品(倉荷証券及びその他受渡決済に必要な受渡書類を含む。)若しくは買付代金若しくは権利行使に係る決済代金若しくは引渡有価証券を取引参加者に交付しない場合には、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引を決済するため、当該顧客の計算において、先物取引</p>	<p>(顧客の決済不履行の場合の処置)</p> <p>第33条 顧客が、所定の時限(国債証券先物取引に係る現物先物取引にあっては、第14条の10に規定する取引参加者が必要と認めて指定する日時を含む。)までに、市場デリバティブ取引に関し取引参加者に差し入れるべき証拠金を差し入れない若しくは預託すべき証拠金を預託しない場合、支払うべき金銭若しくは買付けに係る取引代金を支払わない場合又は受渡決済に係る売付国債証券若しくは買付代金若しくは現物商品(倉荷証券及びその他受渡決済に必要な受渡書類を含む。)若しくは買付代金若しくは権利行使に係る決済代金若しくは引渡有価証券を取引参加者に交付しない場合には、当該取引参加者は、任意に、当該市場デリバティブ取引を決済するため、当該顧客の計算において、先物取引</p>

(クリアリング機構の業務方法書に定めるクロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定を除く。)に係る転売若しくは買戻し又は受渡決済若しくは最終決済、オプション取引に係る転売若しくは買戻し、権利行使又は有価証券の売付契約若しくは買付契約の締結(これらの委託を含む。)を行うことができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、取引所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

2 (略)

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月4日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。

(クリアリング機構の業務方法書に定めるクロスマージン対象国債先物清算約定を除く。)に係る転売若しくは買戻し又は受渡決済若しくは最終決済、オプション取引に係る転売若しくは買戻し、権利行使又は有価証券の売付契約若しくは買付契約の締結(これらの委託を含む。)を行うことができる。この場合における取引代金は、法第45条の規定により顧客に契約締結時交付書面の交付を要しない場合又は金融商品取引業等に関する内閣府令第108条第7項の規定により取引残高報告書に平均単価を記載することができる場合には、取引所が定めるところにより、平均単価に基づき算出することができる。

2 (略)

先物・オプション取引口座設定約諾書の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る権利義務関係の消滅)</p> <p>第11条の2 私がクロスマージン利用者である場合において、私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る金利先物取引の委託に係る権利義務関係は、クリアリング機構の業務方法書が定める場合に当該業務方法書の定める範囲で、将来に向かって消滅することに異議のないこと。</p> <p>(期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)</p> <p>第12条 私が第11条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴 に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引(クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係るものを除く。)につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約(これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。)を、私の計算において貴 が任意に行うことに異議のないこと。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、私がクロスマージン利用者である場合で、クリアリング機構の業務方法書の定めにより私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託及びクロスマージン対象金利先物清算約定に係る金利先物取引の委託に係る権利義務関係が消滅するときには、当該清算約定に係る国債証券先物取引及び金利先物取引の整理について、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うこと。</p>	<p>(クロスマージン対象国債先物清算約定に係る権利義務関係の消滅)</p> <p>第11条の2 私がクロスマージン利用者である場合において、私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託に係る権利義務関係は、クリアリング機構の業務方法書が定める場合に当該業務方法書の定める範囲で、将来に向かって消滅することに異議のないこと。</p> <p>(期限の利益を喪失した場合等における先物・オプション取引の転売又は買戻し等)</p> <p>第12条 私が第11条第1項各号のいずれかに該当したときは、私が貴 に設定した先物・オプション取引口座を通じて処理されるすべての先物・オプション取引(クロスマージン対象国債先物清算約定に係るものを除く。)につき、それを決済するために必要な転売若しくは買戻し、売付契約若しくは買付契約、最終決済、権利行使又は権利行使により成立する有価証券の売付け若しくは買付けに係る契約(これらの委託を含む。以下「転売又は買戻し等」という。)を、私の計算において貴 が任意に行うことに異議のないこと。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 第1項の規定にかかわらず、私がクロスマージン利用者である場合で、クリアリング機構の業務方法書の定めにより私のクロスマージン対象国債先物清算約定に係る国債証券先物取引の委託に係る権利義務関係が消滅するときには、当該清算約定に係る国債証券先物取引の整理について、クリアリング機構の業務方法書に定めるところに従うこと。</p>
付 則	

<ol style="list-style-type: none">1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月4日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。	
---	--

Agreement for Setting up Futures/Options Trading Account の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>Article 8. (Procedures in the Case of Assignment of Exercise of Options) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. In the event that, in connection with Options Trading whose options exercise period starting from the first trading day to the last trading day, I/we fail to notify your company by the prescribed time on the expiration date of the exercise period to the effect that I/we will not exercise the options concerning the Issues falling under any of the following items, except cases separately prescribed by the Financial Instruments Exchange on which such Issues are listed, I/we shall not object if it is deemed that I/we have given an instruction to exercise the options concerning such Issues:</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) Call option; when the exercise price is less than the clearing price of the contract month of Futures eligible for exercise as of the trading day which falls on the last day of the exercise period.</p> <p>4. (略)</p> <p>Article 11-2. (Extinguishment of Rights and Obligations Concerning Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts <u>and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts</u>)</p> <p>I/we shall not object, in the case where I/we am/are a cross margining user, to the extinguishment to be effective for the future, and within the scope of the case prescribed in the Business Rules of JSCC, of my/our rights and obligations concerning trading of JGB Futures <u>and Interest Rate Futures</u> through your company concerning Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts <u>and Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts</u>.</p> <p>Article 12. (Resale, Repurchase, etc. in Futures/Options Trading in Case of Acceleration, etc.)</p> <p>In the case that any of the events set forth in the items described in Paragraph 1 of Article 11 occurs to me/us, I/we shall not</p>	<p>Article 8. (Procedures in the Case of Assignment of Exercise of Options) (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>3. In the event that, in connection with Options Trading whose options exercise period starting from the first trading day to the last trading day, I/we fail to notify your company by the prescribed time on the expiration date of the exercise period to the effect that I/we will not exercise the options concerning the Issues falling under any of the following items, except cases separately prescribed by the Financial Instruments Exchange on which such Issues are listed, I/we shall not object if it is deemed that I/we have given an instruction to exercise the options concerning such Issues:</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) Call option; when the exercise price is less than the clearing price of the contract month of Futures eligible for exercise as of the trading day which falls on the last day of the <u>of the</u> exercise period.</p> <p>4. (略)</p> <p>Article 11-2. (Extinguishment of Rights and Obligations Concerning Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts)</p> <p>I/we shall not object, in the case where I/we am/are a cross margining user, to the extinguishment to be effective for the future, and within the scope of the case prescribed in the Business Rules of JSCC, of my/our rights and obligations concerning trading of JGB Futures through your company concerning Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts.</p> <p>Article 12. (Resale, Repurchase, etc. in Futures/Options Trading in Case of Acceleration, etc.)</p> <p>In the case that any of the events set forth in the items described in Paragraph 1 of Article 11 occurs to me/us, I/we shall not</p>

<p>object if your company, at its discretion and for and on my/our account, carries out any resale or repurchase, enters into a sales agreement or a purchase agreement, carries out final settlement or exercise of options, or enters into any agreement concerning the purchase or sale of securities which shall be carried out by the exercise of an option relating to individual securities (including the entrustment of these actions; hereinafter referred to as the "Resale, Repurchase, etc."), which may be necessary for the settlement of any Futures/Options Trading (except for Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts, <u>Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contracts</u> and relevant matters) made by me/us through the Account with your company.</p> <p>2.~5. (略)</p> <p>6. Notwithstanding the provision of Paragraph 1 hereof, in the case where I/we am/are a cross margining user, when my/our rights and obligations concerning trading of JGB Futures <u>and Interest Rate Futures</u> through your company concerning a Cross Margined JGB Futures Cleared Contract <u>and a Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contract</u> have been extinguished into the future in the manner prescribed in the Business Rules of JSCC, I/we shall abide by the provisions prescribed in the Business Rules of JSCC with regard to arrangements concerning the Cross Margined JGB Futures Cleared Contract <u>and the Cross Margined Interest Rate Futures Cleared Contract</u>.</p> <p>Supplementary Provisions (March 4, 2024)</p> <p>1. The amended provisions shall become effective as of March 4, 2024.</p> <p>2. Notwithstanding the provisions of the preceding paragraph, where Osaka Exchange, Inc. deems it inappropriate to implement the amended provisions from March 4, 2024 due to any malfunction in the operation of the trading systems or any other unavoidable reason, the amended provisions shall become effective as of the date stipulated by Osaka Exchange, Inc. subsequent to said date.</p>	<p>object if your company, at its discretion and for and on my/our account, carries out any resale or repurchase, enters into a sales agreement or a purchase agreement, carries out final settlement or exercise of options, or enters into any agreement concerning the purchase or sale of securities which shall be carried out by the exercise of an option relating to individual securities (including the entrustment of these actions; hereinafter referred to as the "Resale, Repurchase, etc."), which may be necessary for the settlement of any Futures/Options Trading (except for Cross Margined JGB Futures Cleared Contracts and relevant matters) made by me/us through the Account with your company.</p> <p>2.~5. (略)</p> <p>6. Notwithstanding the provision of Paragraph 1 hereof, in the case where I/we am/are a cross margining user, when my/our rights and obligations concerning trading of JGB Futures through your company concerning a Cross Margined JGB Futures Cleared Contract have been extinguished into the future in the manner prescribed in the Business Rules of JSCC, I/we shall abide by the provisions prescribed in the Business Rules of JSCC with regard to arrangements concerning the Cross Margined JGB Futures Cleared Contract.</p>
--	--

先物・オプション取引に係る証拠金及び未決済約定の引継ぎ等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(建玉の移管)</p> <p>第14条 取引参加者は、自己の計算による未決済約定（取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定、<u>クロスマージン対象国債先物清算約定及びクロスマージン対象金利先物清算約定</u>を除く。以下この節において同じ。）及び顧客の委託に基づく未決済約定について、他の取引参加者への引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月4日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	<p>(建玉の移管)</p> <p>第14条 取引参加者は、自己の計算による未決済約定（取引最終日が到来した限月取引の取引最終日後における当該限月取引の未決済約定<u>及び</u>クロスマージン対象国債先物清算約定を除く。以下この節において同じ。）及び顧客の委託に基づく未決済約定について、他の取引参加者への引継ぎ（以下「建玉の移管」という。）を行うことができる。</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第17条 規程第26条第13項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 呼値の効力</p> <p>呼値の効力は第15条の規定に定めるところによる。ただし、次の<u>aからcまでのいずれかに該当する場合の呼値</u>（aに該当する場合は第15条第1項第2号に規定する条件が付された呼値に限る。）の効力は、本所がこれを失わせることができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p><u>c 規程第4条の6第5項の規定により取引最終日の変更が行われたとき。</u></p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表2の2</p> <p>金利先物取引の最終清算数値算出に関する表</p> <p>最終清算数値=100-R</p> $R = \left\{ \prod_{i=1}^M \left(1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$ <p>ただし、金利参照期間の開始日が銀行休業日に当たるときは、Rは以下のとおりとする。</p> $R = \left\{ \left(1 + TONA_0 \times \frac{D_0}{365} \right) \prod_{i=1}^M \left(1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$ <p>(注1) 上式における各記号の意味は、次のとおりとする。</p> <p>R：当該限月取引の金利参照期間における無担保コールオーバーナイト物レート（以下「TONA」という。）の日次累積複利（年利換算し、百分率で表示した利率）</p> <p>i：当該限月取引の金利参照期間において、何番目の銀行営業日であることを示す整数</p>	<p>(呼値に関する事項)</p> <p>第17条 規程第26条第13項の規定により、市場デリバティブ取引の呼値に関し、本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。</p> <p>(1) 呼値の効力</p> <p>呼値の効力は第15条の規定に定めるところによる。ただし、次の<u>a又はbに該当する場合の呼値</u>（aに該当する場合は第15条第1項第2号に規定する条件が付された呼値に限る。）の効力は、本所がこれを失わせることができる。</p> <p>a・b (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表2の2</p> <p>金利先物取引の最終清算数値算出に関する表</p> <p>最終清算数値=100-R</p> $R = \left\{ \prod_{i=1}^M \left(1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$ <p>ただし、金利参照期間の開始日が銀行休業日に当たるときは、Rは以下のとおりとする。</p> $R = \left\{ \left(1 + TONA_0 \times \frac{D_0}{365} \right) \prod_{i=1}^M \left(1 + TONA_i \times \frac{D_i}{365} \right) - 1 \right\} \times \frac{365}{a}$ <p>(注1) 上式における各記号の意味は、次のとおりとする。</p> <p>R：当該限月取引の金利参照期間における無担保コールオーバーナイト物レート（以下「TONA」という。）の日次累積複利（年利換算し、百分率で表示した利率）</p> <p>i：当該限月取引の金利参照期間において、何番目の銀行営業日であることを示す整数</p>

<p> M：当該限月取引の金利参照期間における銀行営業日数 $TONA_i$：i番目の銀行営業日付のTONAの確報値 D_i：当該限月取引の金利参照期間において、$TONA_i$が適用される期間の実日数 a：当該限月取引の金利参照期間における実日数 $TONA_0$：金利参照期間の開始日の前銀行営業日付のTONAの確報値 D_0：金利参照期間の開始日から起算した連続銀行休業日数 </p> <p> (注2) 最終清算数値の算出にあたって、Rに小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを四捨五入したうえで100より減ずる。 </p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月4日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。 	<p> M：当該限月取引の金利参照期間における銀行営業日数 $TONA_i$：i番目の銀行営業日付のTONAの確報値 D_i：当該限月取引の金利参照期間において、$TONA_i$が適用される期間の実日数 a：当該限月取引の金利参照期間における実日数 $TONA_0$：金利参照期間の開始日の前銀行営業日付のTONAの確報値 D_0：金利参照期間の開始日から起算した連続銀行休業日数 </p> <p> (注2) 最終清算数値の算出にあたっては、小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。 </p>
--	---

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">(クロスマージンの申請に係る申込みの取扱い)</p> <p>第3条 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の13第1項に定めるクロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行う国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉が、自己の計算による国債証券先物取引及び金利先物取引に係る建玉をそれぞれ超えないことを確認できた場合に限り、当該申込みを行うことができる。</p> <p>2 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の13第2項に定めるクロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行う顧客の国債証券先物取引及び金利先物取引の建玉が、当該顧客の計算による国債証券先物取引及び金利先物取引に係る建玉をそれぞれ超えないことを確認できた場合に限り、当該申込みに係る取次ぎを行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(クロスマージンの申請に係る申込みの取扱い)</p> <p>第3条 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の13第1項に定めるクロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行う国債証券先物取引の建玉が、自己の計算による国債証券先物取引に係る建玉を超えないことを確認できた場合に限り、当該申込みを行うことができる。</p> <p>2 国債先物等非清算参加者は、規程第4条の13第2項に定めるクロスマージン制度の対象とするための申請に係る申込みを行う顧客の国債証券先物取引の建玉が、当該顧客の計算による国債証券先物取引に係る建玉を超えないことを確認できた場合に限り、当該申込みに係る取次ぎを行うことができる。</p>
<p>付 則</p>	
<p>1 この改正規定は、令和6年3月4日から施行する。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、令和6年3月4日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行する。</p>	